

岡崎市「障がい」ひらがな表記取扱指針

平成 21 年 1 月 21 日

第 1 趣 旨

- (1) 「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、障がい者の人権をより尊重するという観点からひらがな表記を行う。
- (2) 表記の問題は障がい者施策において本質的なことではない、という議論もあるが、「差別感」や「不快感」をもつ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重して改める。
- (3) ひらがな表記への変更により、ただちにノーマライゼーションの理念が浸透するわけではないが、ノーマライゼーション社会の実現に向け、市民の意識醸成にもつながることが期待できる。
- (4) 本市は、表記を改めるだけでなく、市民や民間団体等に向けて様々な広報啓発活動を行うことにより、障がいへの理解を深め、ひらがな表記の使用を推進する。

第 2 ひらがな表記の実施

1 実施内容

次の各号において、従来「障害者」「障害」と表記していたものについて、「障がい者」「障がい」と表記する。

- (1) 公文書（通知、案内文等の一般文書、内部文書）、条例・規則・要綱・要領等、予算書、広報、イベント・啓発等チラシ、パンフレット、制度・計画等冊子、会議資料、説明資料、ホームページ等、本市の責任において作成されるものについては、原則としてすべてひらがな表記に更新する。
- (2) 本市の施設・組織名称等の固有名詞については、すべてひらがな表記に更新する。
- (3) 本市が設置した看板、標識、案内掲示等の設置物や掲示物等は、すべてひらがな表記に更新する。

2 実施上の留意点等

- (1) 本指針の実施日は、平成 21 年 4 月 1 日とする。ただし、実施日前に本指針により、「障がい」をひらがな表記にすることができるものについては、この限りでない。
- (2) 本指針は、誤りを正すという趣旨のものではなく、障がいへの理解を促す啓発を趣旨としていることから、実施日に表記変更が困難であるものについては、条件が整い次第速やかに表記を更新することとする。
- (3) 実施日以降に配布する印刷物等において、既に印刷が終わっているものについては、刷り直しをせずに使用し、改正時や増刷時に表記を更新する。

3 岡崎市「障がい」ひらがな表記運用ガイドライン

本指針の運用については、別紙『岡崎市「障がい」ひらがな表記運用ガイドライン』に従い実施するものとする。